

新型コロナウイルス感染防止のための武蔵野市公共施設等の利用基準の変更について

現在、公共施設等利用にあたって実施している「利用者情報の記録・保管」については、保健所による濃厚接触者の調査範囲が限定的になる等、当初の目的の背景が変化している現状を踏まえ、当該項目を利用基準から削除し、準備が整った施設から対応を変更することとしたい。

【1 共通利用基準】 ※マーカー下線部が今回の変更箇所

文化施設・生涯学習施設・体育施設・コミュニティセンター等について、新型コロナウイルス感染防止のための具体的な利用基準を示すこととする。

施設利用者は、以下の全ての基準を遵守するものとする。

①体調確認	発熱、だるさ、息苦しさ、咳などの症状がある場合、体調不良の場合は、利用を控えること。利用前にできる限り検温を行うこと。 団体利用の場合は、代表者が利用者全員の体調を確認すること。
②マスク	原則としてマスクを着用し、特に人と会話をする場合はマスク着用を徹底すること。 ただし、屋外において、他者と身体的距離（2メートル以上目安）が確保できる場合や、距離がとれない場合でも会話を行わない場合、熱中症予防が必要な場合は、この限りではない。 ※国及び東京都の方針に変更があった場合はそれに従う。
③手洗い・消毒	入退館時に、手洗い・手指消毒を徹底すること。利用中もこまめに手洗い・手指消毒を行うこと。
④対人距離	大声を伴う可能性のある活動については、隣席との身体的距離（できるかぎり2メートル以上）を確保すること。 その他の活動についても、できる限り身体的距離を確保すること。
⑤利用者情報の記録・保管	利用者の氏名・連絡先を個票に記入し、提出すること。 団体利用の場合は、代表者が利用者全員の氏名・連絡先を把握し、利用者名簿を1か月間は保管すること。 （補足）利用者に感染が確認された場合に、保健所等の公的機関へ利用者情報を提供するため（他の用途に使用されることはない）。

⑥⑤飲食	<p>飲食可能な施設において、隣席との身体的距離が確保され、十分な換気等が行われている場合は飲食可とする。</p> <p>飲食時以外はマスク着用とする。会話が想定される場合は飲食禁止とする。</p> <p>(注意) 各施設において、別途要件を定めている場合は、その要件に従う。</p>
⑦海外からの帰国・入国者	<p>検疫所の宿泊施設での待機対象となっている国・地域から帰国・入国し、自宅待機期間中である者は、利用を控えること。</p> <p>団体利用の場合は、代表者が利用者全員に確認すること。</p>
⑧⑥利用者数	<p>国及び東京都の定める基準に基づき決定する。</p> <p>(注意) 各施設において、別途要件を定めている場合は、その要件に従う。</p>
⑨⑦換気	<p>法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめに部屋の換気を行うこと（1時間ごとに5～10分程度を目安として1時間に2回以上、1回に5分以上、2カ所以上の窓・扉を開放すること。または室温が下がらない範囲での常時窓開け）。</p>
⑩⑧利用後に感染が判明した場合の報告	<p>施設利用後、新型コロナウイルス感染症検査において陽性が判明した場合は、すみやかに施設管理者に報告すること。なお、公表の取扱いについては「武蔵野市内における感染者発生時の公表の考え方-(第3版)」及び保健所の見解に基づき判断する。</p>

(注意1) 上記基準の対象者は、主に貸出施設の利用者を想定している。図書館等の不特定多数の来館者が見込まれる施設（申込不要の自由来館型の施設）では、「⑧⑥利用者数」及び「⑨⑦換気」に関しては、原則として施設管理者が施設ごとの管理上の特性を踏まえて対応し、~~「⑤利用者情報の記録・保管」に関しては原則として実施せず、施設入退館時の消毒等により感染防止を徹底するものとする。~~

(注意2) 上記基準以外の細目は、施設の状況・特性等に応じて、施設管理者が別に定める。

【2 適用期間】

令和4年10月6日から当面の間

ただし、「海外からの帰国・入国者」の項目の削除については、令和4年10月11日から適用する。